平成２８年（フ）第７５６号
大阪府柏原市玉手町21番11－301号　ユーネスト浅野
債務者　シルバ　エピタシオこと　ＬＥＭＥＳ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＦＩＬＨＯ　ＥＰＩＴＡＣＩＯ
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５８号
堺市西区浜寺船尾町東４丁27番地　マンション山西304号、前住所堺市中区土師町２丁10番８号
債務者　太田　雅子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６５号
堺市中区土師町１丁２番７－301号、前住所堺市北区中百舌鳥町２丁316番地３　中百舌鳥ガーデンハウス藏807号
債務者　室谷　郁子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
和歌山県岩出市川尻85番地の19
債務者　Ｒｉｃｅｒ　Ｃａｒｅこと　深谷　恵晃
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７８号
和歌山市栄谷493番地
債務者　仲西　直人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８５号
和歌山市南出島24番地１　ヒロハウスＢ棟105
債務者　谷口　晃一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
和歌山県岩出市森89番地（３－Ｂ号）
債務者　迫田　優子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９６号
沖縄県浦添市港川２丁目22番６－702号　ユアサハイム浦添マンションＢ棟
債務者　内間紗綾香
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８５号
北海道帯広市東８条南２丁目１番地３　パークヒルズⅠ－102
債務者　櫻庭久美子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
新潟県上越市大字市野江341番地
債務者　小日向智子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７３号
新潟県糸魚川市一の宮４丁目４番49号
債務者　近藤　和美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７８号
新潟県上越市五智３丁目13番１－103号　アシスト上越マンションⅠ　103号
債務者　山岸　理江
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１９２号
長崎県長崎市江の浦町16番８号
債務者　坂中　敏子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
長崎県長崎市上小島２丁目13番25号　アネックスⅡ105号
債務者　大和　貴幸
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
長崎県長崎市東山手町６番36号　キャッスル東山手303号、旧住所長崎県長崎市目覚町11番６号　新浦上ビル303号
債務者　川口　和美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
長崎県諫早市栄田町69番14号　森アパート２号、旧住所長崎県長崎市大手１丁目２番５号白菊寮203号
債務者　野中　　愛（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３８９４号
大阪市東住吉区駒川５丁目５番15号　ビアンカーサ駒川マンション　201号
債務者　藪野　雅英（旧姓土成）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部